

下水道事業受益者負担金（東海第7負担区）の額について

1 受益者負担金について

受益者負担金とは、都市計画法第75条の規定により、都市計画事業によって利益を受ける人に対して、その利益を受ける限度において、当該事業費の一部を負担していただく制度です。

都市計画事業の一つである下水道事業において、以下の理由によりこの負担金制度が採用され、適正な負担金を徴収する財政制度が組み立てられています。

- (1) 下水道が整備されることにより利益を受ける者の範囲が明確である。
- (2) 下水道の整備によって特定の地域について環境が改善され、未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上する。

2 下水道事業の経費の負担について

下水道事業に係る経費の負担区分は、「雨水公費・汚水私費」が原則です。

そのため、雨水に係る費用は、自然現象である雨が原因のため、国または市（一般会計）が負担して運営しています。

汚水に係る費用は、国または市（一般会計）が負担するものの、収益的収入（維持管理費の財源）の一部を、汚水管に流している方に「下水道使用料」として、また、資本的収入（建設改良費の財源）の一部を、下水道による利益を受け取る方に「下水道事業受益者負担金」（以下「負担金」という。）として負担していただき運営しています。

	収 益 的 収 入 [下水道管・処理場等の維持管理費の財源]	資 本 的 収 入 [下水道管・処理場等の建設改良費の財源]
雨 水	・ 国庫補助金 ・ 一般会計からの繰入金	・ 国庫補助金 ・ 一般会計からの繰入金
汚 水	・ 国庫補助金 ・ 一般会計からの繰入金 ・ <u>下水道使用料</u>	・ 国庫補助金 ・ 企業債（借入金） ・ 一般会計からの繰入金 ・ <u>下水道事業受益者負担金</u>

なお、負担金は、下水道整備を行う区域に対して、その区域の下水道整備費の一部を負担していただくため、受益者には、下水道が整備された後に、利益を受ける土地面積に1㎡当たりの金額を乗じた額を負担金として納付していただきます。そのため、賦課徴収が発生するのは、その土地に対して1度だけで、再び賦課徴収することはありません。

3 負担金の額の設定における基本的な考え方について

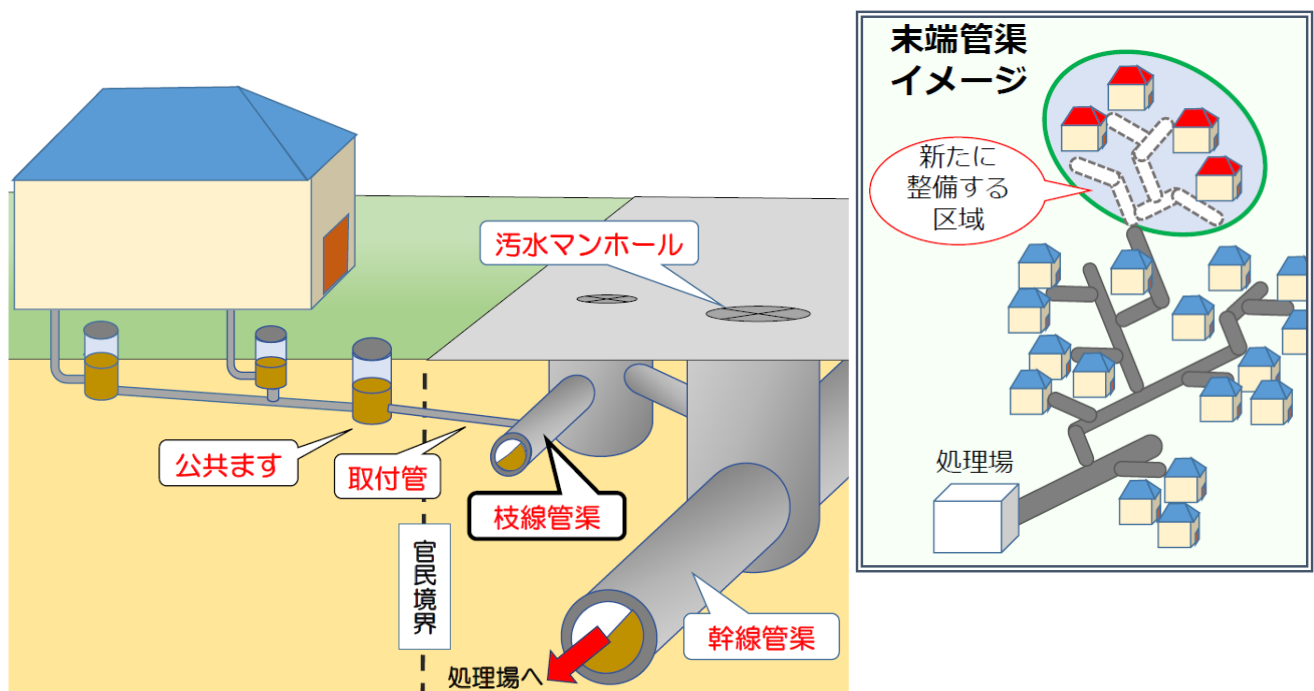
負担金の額の設定については、国の下水道財政研究委員会の提言における「受益の限度において、受益者に事業費の一部を負担させるべきであり、例えば建設費の末端管渠整備費相当額の1/3から1/5程度を目途とすることが適当である。」との主旨を基本として、本市では、末端管渠整備費のうち、国庫補助金を除いた費用の1/4程度の負担となるよう設定しています。

末端管渠整備の財源内訳

対象工事費	末端管渠整備費（各宅地の汚水を直接流入させる管渠【枝線管渠】の整備費）		
財源内訳1	国庫補助金	単 独 費	
財源内訳2	国庫補助金	単 独 費 (企業債（借入金）・一般会計繰入金)	受益者負担金
		1 2 3	単独費の1/4 相当分 4

なお、下水道管（污水）には、処理場へ污水を運ぶ「幹線管渠」と、各宅地からの污水を幹線管渠に運ぶ「枝線管渠」があります。

また、自然流下により処理場へ污水を運ぶため、処理場のある下流側から順に整備区域を上流に拡げます。そのため、新たに整備する区域の枝線管渠は、処理場から見て末端となるため、「末端管渠」と呼んでいます。



4 東海第6負担区までの負担金の額の決定について

現在、東海第1負担区から東海第6負担区までの負担区（資料1「負担区図」参照）の負担金の額は、事業計画で区域を拡げる都度、その事業計画区域の末端管渠整備費（国庫補助金を除く）の1/4程度の負担となるよう設定し、上下水道審議会で審議され、議会に諮って決定しています（資料2「受益者負担金額算出調書」参照）。

5 東海第7負担区の負担金の額の算出について

このたび、第7期事業計画区域の新設整備区域を「東海第7負担区」として、その区域の1㎡当たりの負担金額を設定するものです。

東海第7負担区の末端管渠整備費（国庫補助金を除く）は246,829千円、整備面積は165,000㎡であるため、1㎡当たりの整備費は1,496円/㎡（小数点第1位四捨五入）となり、1㎡当たりの整備費の1/4程度の負担となるよう算出し、10円未満を端数処理や過去の負担率を考慮した結果、東海第7負担区の負担金の額は「1㎡当たり370円」が適当であると判断し、諮問するものです（資料2「受益者負担金額算出調書」参照）。